

平成 17 年 11 月 14 日

各 位

熊本県熊本市花畑町 12 番 32
株式会社トランスジェニック
(コード番号 2342 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長 是石 匡宏
問合せ先 専務取締役 田中 淳
電話番号 092-736-8010

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第 1 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び第 1 回新株予約権の発行を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|--|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社トランスジェニック第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社 債 の 発 行 価 額 | 額面 100 円につき 100 円 |
| 3. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償とする。 |
| 4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 平成 17 年 11 月 30 日 |
| 5. 募 集 に 関 する 事 項 | |
| (1) 募 集 の 方 法 | 第三者割当の方法により、全額をライブドア証券株式会社に割り当てる。 |
| (2) 申 込 期 間 | 平成 17 年 11 月 30 日 |
| (3) 申 込 取 扱 場 所 | 株式会社トランスジェニック 管理部 |
| 6. 新 株 予 約 権 の 内 容 | |
| (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 である 株 式 の 種 類 及 び 数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号 記載の転換価額(ただし、本項第(8)号乃至第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。 |
| (2) 発 行 す る 新 株 予 約 権 の 総 数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 払 込 を な す べ き 額 及 び 転 換 価 額 | 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初 111 円(以下「当初転換価額」という。)とする。ただし、転換価額は本項第(8)号乃至第(9)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。 |

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第 1 回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、且つ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案してその発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成17年11月14日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値とした。
- (5) 行使によって発行する新株の発行価額中の資本組入額
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端株を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 新株予約権の行使請求期間
 本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年12月1日から平成19年11月29日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 当社が本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後、又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降、本新株予約権を行使することはできない。当社が本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の修正
 本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前のVWAPが算出される取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の各取引日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)がその時点で有効な転換価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が当初転換価額を上回る場合にも決定日価額に修正(以下、決定日価額に修正された転換価額を「修正後転換価額」という。)され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合は、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、34円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、156円(「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整
 当社は、新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)並びに株式分割により当社普通株式を発行する場合、及び時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合には、次に定める算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第1回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件
消却事由は定めない。
- (11) 新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日
行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。
名義書換代理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
- (13) 行使請求受付場所
なし
- (14) 行使請求取次場所
なし
7. 社債の内容
- (1) 社債の総額
金3,000,000,000円
- (2) 各社債の金額
金100,000,000円の1種
- (3) 社債の利率
本社債には利息を付さない。
- (4) 償還価額
額面100円につき100円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号乃至に定める価額による。
- (5) 償還の方法及び期限
本社債は、平成19年11月30日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本項本号乃至に定めるところによる。
当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。
当社は、平成17年12月1日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。
本新株予約権付社債の社債権者は、原則として、本新株予約権付社債の繰上償還はできないものとする。ただし、平成17年12月1日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が5取引日(ただし、終値のない日を除く)連続して34円を下回った場合には、その選択により、当社に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行い、且つ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて、第12項記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部又は一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。なお、この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。
償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
本新株予約権付社債の買入及び当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- (6) 社債券の形式
無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第1回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (7) 物上担保・保証の有無 | 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| (8) 財務上の特約 (担保提供制限) | <p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から本社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。</p> <p>本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を完了し、且つ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。</p> |
| 8. 社債管理会社の不設置 | 本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書きの要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。 |
| 9. 取得格付 | 格付は取得していない。 |
| 10. 登録機関 | 該当事項なし |
| 11. 財務代理人 | 該当事項なし |
| 12. 償還金支払場所 | 株式会社トランスジェニック 管理部 |
| 13. 上場申請の有無 | なし。 |
| 14. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第1回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社トランスジェニック第1回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 40個
3. 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個あたり金165,000円
(本新株予約権の目的である株式1株あたり金0.33円)
4. 新株予約権の発行総額 金6,600,000円
5. 新株予約権の申込期間 平成17年11月30日
6. 新株予約権の払込期日 平成17年11月30日
7. 募集方法 第三者割当ての方法により、全て株式会社ライブドアファイナンスに割り当てる。
8. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式20,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は500,000株とする。
ただし、第16項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
9. 行使時の払込金額 (1)各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初134円とする。
10. 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 2,680,000,000円。
(ただし、第15項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加又は減少する。)
11. 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 当社は、所定の条件の下に二項モデルを用いて本新株予約権の理論価値を算出した。また、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高の実績、当社の資産状態、収益状況、発行済株式数等の諸事情を総合的に勘案した。これらを前提に、上記理論価値を下回らず、且つ本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、金165,000円を本新株予約権の1個当たりの発行価額とした。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成17年11月14日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を20%上回る額とした。
12. 行使によって発行する新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端株を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
13. 新株予約権の行使期間 平成17年12月1日から平成19年11月29日(第17項各号に従って本新株予約権が消却される場合には、消却される本新株予約権については、当該消却日の前営業日)までとする。
14. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第1回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

15. 行使価額の修正

平成 18 年 3 月 3 日もしくは当社発行に係る第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換が完了した日が属する週の金曜日のいずれか早い時点以降の毎週金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日（ただし、取引日は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「WAP」という。）が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 3 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎取引日の WAP の平均値の 90% に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。以下「決定日価額」という。）が、その時点で有効な行使価額を下回る場合には決定日価額に修正され、決定日価額が当初行使価額を上回る場合にも決定日価額に修正（以下、決定日価額に修正された行使価額を「修正後行使価額」という。）され、それ以外の場合には修正されない。なお、時価算定期間内に、第 16 項で定める行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、34 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 16 項による調整を受ける）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、156 円（「上限行使価額」という。ただし、第 16 項による調整を受ける）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

16. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）並びに株式分割により当社普通株式を発行する場合及び時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合には、次に定める算式により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{発行・処分価額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{時 価} \end{array}}$$

17. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、商法第 280 条の 36 の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、その時点において残存する本新株予約権の全部を 1 個あたり 165,000 円の金額で消却する。
- (2) 当社は、本新株予約権の償却が必要と当社取締役会が決議した場合、商法第 280 条の 36 の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、新株予約権者に対して償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、その時点において残存する本新株予約権の全部を 1 個あたり 165,000 円の金額で消却することができる。

18. 新株予約権の譲渡制限

該当事項なし

19. 新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

20. 行使請求受付場所

株式会社トランスジェニック 管理部

21. 払込取扱場所

商工組合中央金庫 熊本支店

22. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第 1 回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 増資の理由

当社は、遺伝子破壊マウス作製により培われた胚操作技術を応用した新事業の展開及びこれに関連した企業への投資、並びにM & A等を検討しております。今回の資金調達は、こうした当社の中期的な事業戦略を下支えする資本増強、並びに財務体質のさらなる強化につながるものと考えております。

(2) 調達資金の使途

新株予約権付社債及び新株予約権発行による手取概算額5,672百万円については、今後のM & A資金、新事業展開に係る投資資金、及び運転資金に充当する予定であります。

(3) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(4) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配当に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、平成18年3月期中間期においても配当可能利益は計上されておらず、設立以来、無配当であります。

当社は、早期の黒字化に取り組み、累積損失の解消を図っていく方針であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は、設立以来無配当であり、平成18年3月期中間期においても配当可能利益は計上されておられません。

当社は、早期の黒字化に取り組み、累積損失の解消を図っていく方針であります。

(3) 過去3決算期間の配当状況

| | 平成15年3月期 | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 1株当たり当期純利益 | 20.93円 | 25.04円 | 21.86円 |
| 1株当たり年間配当金 | -円 | -円 | -円 |
| 実績配当性向 | -% | -% | -% |
| 株主資本当期純利益率 | -% | -% | -% |
| 株主資本配当率 | -% | -% | -% |

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、平成17年11月14日現在の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は、59.1%となる見込みであります。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが当初の転換価格並びに行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値です。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

| 年月日 | 増資額 | 増資後資本金 | 増資後資本準備金 | 摘要 |
|----------------------------|----------|----------|----------|-----------------------|
| 平成14年12月10日 | 2,484百万円 | 2,285百万円 | 2,338百万円 | 上場時の公募増資 |
| 平成15年1月8日 | 287百万円 | 2,403百万円 | 2,515百万円 | オーラル・アロトメントによる第三者割当増資 |
| 平成16年9月9日から 平成17年10月19日 | 2,000百万円 | 3,447百万円 | 3,525百万円 | 転換社債型新株予約権付社債 |

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第1回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

過去3決算期間の株価の推移

| | 平成15年3月期 | 平成16年3月期 | 平成17年3月期 | 平成18年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 始 値 | 235円 | 164円 | 160円 | 132円 |
| 高 値 | 267円 | 213円 | 289円 | 144円 |
| 安 値 | 156円 | 115円 | 120円 | 91円 |
| 終 値 | 169円 | 162円 | 132円 | 111円 |
| 株価収益率 | - 倍 | - 倍 | - 倍 | - 倍 |

- (注) 1 株式は平成14年12月10日から東京証券取引所マザーズに上場されておりますので、それ以前については該当ありません。
- 2 平成18年3月期の株価については、平成17年11月14日現在で表示しています。
- 3 平成15年3月期及び平成16年3月期、平成17年3月期については、当期純損失が計上されているため、株価収益率については、記載しておりません。

4. 割当予定先の概要

(1) 転換社債型新株予約権付社債の割当先及び割当額

| | | | |
|-----------------------------------|------------|-------------------------------|-----|
| 割当予定先の氏名又は名称 | | ライブドア証券株式会社 | |
| 割当新株予約権付社債(額面) | | 金3,000,000,000円 | |
| 払込金額 | | 金3,000,000,000円 | |
| 内 割 当 予 定 先 容 の | 住所 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 中西 寛 | |
| | 資本の額 | 15,446,830,000円(注) | |
| | 事業の内容 | 証券業 | |
| | 大株主 | 株式会社ライブドアフィナンシャルホールディングス 100% | |
| 当 社 と の 関 係 | 関 出 係 資 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | (注) |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | (注) |
| | 取引関係等 | 該当事項はありません | |
| | 人的関係等 | 該当事項はありません | |

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年10月31日現在のものである。

(2) 新株予約権の割当先及び割当額

| | | | |
|-----------------------------------|------------|-------------------------------|-----|
| 割当予定先の氏名又は名称 | | 株式会社ライブドアファイナンス | |
| 割当新株予約権付社債(額面) | | 40個 | |
| 払込金額 | | 金6,600,000円 | |
| 内 割 当 予 定 先 容 の | 住所 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役社長 中村 長也 | |
| | 資本の額 | 38,000,000円(注) | |
| | 事業の内容 | 投資業・インターネットウェブサイトの運営 | |
| | 大株主 | 株式会社ライブドアフィナンシャルホールディングス 100% | |
| 当 社 と の 関 係 | 関 出 係 資 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | (注) |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | (注) |
| | 取引関係等 | 該当事項はありません | |
| | 人的関係等 | 該当事項はありません | |

(注)「資本の額」及び「出資関係」欄は、平成17年9月30日現在のものとあります。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行及び第1回新株予約権発行に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。